

日光市公共施設適正化推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 日光市公共施設マネジメント計画に基づく公共施設適正化を推進するに当たり、市民の立場から幅広い意見を反映させるため、日光市公共施設適正化推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設適正化の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体から推薦を受けた者
- (2) 公募により選任された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 第3条に規定する委員のほか、委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、委員会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的見地から委員会の所掌事項に関する助言等を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第8条 第2条に規定する所掌事項について、公共施設ごとに具体的な取組内容の検討を行うため、必要に応じて、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、市長が必要に応じて設置するものとし、部会を構成する者（以下「部会員」という。）は、市長が委嘱する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを決定する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会において検討した事項が終了したときは、その内容を市長及び委員長に報告するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は財務部資産経営課において、部会の事務は当該部会が検討の対象とする公共施設の所管課等において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

日光総合会館検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 日光市公共施設適正化推進市民委員会設置要綱第8条第1項に基づき公共施設適正化推進市民委員会の所掌事務のうち、公共施設ごとに具体的な取組内容の検討を行うための専門部会として、日光総合会館検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 当該専門部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 日光総合会館に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 当該専門部会は、次に掲げる者（以下「部会員」という。）15人以内をもって組織する。

- (1) 日光総合会館施設の関係団体から推薦された者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、日光市公共施設適正化推進市民委員会委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 部会員の任期は、第2条に規定する協議が終了するまでの間とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを決定する。

- 2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 第3条に規定する部会員のほか、専門部会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門的見地から専門部会の協議事項に関する助言等を行うものとする。

(事務局)

第8条 専門部会の事務は、当該部会が検討の対象とする主要公共施設の所管課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日以後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、日光市長が招集する。